

弁理士法施行規則の一部を改正する省令について

平成 26 年 12 月
特 許 庁

1. 改正の背景

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会及び工業所有権審議会弁理士審査分科会試験制度部会の検討に基づき、弁理士試験の充実を図るため、弁理士法施行規則（平成 12 年通商産業省令第 411 号。以下「規則」という。）について、以下の改正を行う必要がある。

（１）短答式筆記試験への科目別合格基準の導入

弁理士試験のうち、短答式筆記試験は、工業所有権（特許、実用新案、意匠及び商標）に関する法令、工業所有権に関する条約、著作権法、不正競争防止法（以下「不競法」という。）について行われている（弁理士法第 10 条第 1 項及び規則第 2 条）が、科目別の得点は問わず総合点のみで合否を判定している。

今般、弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、短答式筆記試験に科目別合格基準を導入する。

（２）論文式筆記試験（選択科目）における選択問題の集約

論文式筆記試験（選択科目）は、技術又は法律（工業所有権に関する法令を除く）に関し、受験者の論理構成力についての素養を考査している（弁理士法第 10 条第 2 項第 2 号）。

選択科目は技術系 5 科目（「理工Ⅰ（工学）」～「理工Ⅴ（情報）」）と法律系 1 科目（「法律（弁理士の業務に関する法律）」）の 6 科目とされ、受験者は受験願書提出時に 6 科目計 35 の選択問題から 1 つを選択して選択科目を受験する（規則第 3 条）。

今般、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、選択問題を集約する。

2. 改正の概要

（１）短答式筆記試験への科目別合格基準の導入（規則第 4 条第 1 項関係）

短答式筆記試験における工業所有権に関する法令の科目については、特許及び実用新案に関する法令、意匠に関する法令、商標に関する法令に分けて行うことを規定する。

（２）論文式筆記試験（選択科目）における選択問題の集約（規則第 3 条関係）

論文式筆記試験（選択科目）の現在 35 ある選択問題について、短答式筆記試験においても考査している著作権法及び不競法を廃止し、各科目の基礎的な分野への集約により、選択問題を 15 とする。

（３）経過措置（附則第 2 項関係）

弁理士試験には、過去の論文式筆記試験（選択科目）の合格者又は当該合格者と同等以上の学識を有する修士又は博士の学位を有する者等は、その後の弁理士試験における論文式筆記試験（選択科目）が免除される制度がある（弁理士法第 11 条第 3 号及び第 6 号）。

今般、（２）に伴い選択科目名が変更されたことにより、旧科目の合格者又は修士若しくは博士の学位を有する者等が、どの新科目を免除されることになるかについて規定する。

3. 公布日及び施行期日

公 布 日：平成 26 年 12 月 26 日

施行期日：平成 28 年 1 月 1 日